

脱炭素社会の実現へ組織機構を見直しました

市は、脱炭素社会の実現を重要課題と位置付け、高度化・多様化する市民ニーズに迅速かつ柔軟に対応できるように、組織機構を見直しました。

今回の見直しにより、課室は2減、係は1減となり、市の組織は、12部局、41課・室、8課内室、104係となりました。

詳しくは、**本総務課(回)②** 2112へ。

財務課の再編

より経営意識を持った公的資産の有効活用や財源の確保対策を図るため、財務課を資産経営係と財政係の2係体制にしました。



契約検査課の再編と改称

庁舎管理業務と契約業務などを効率的に推進するため、財務課内の庁舎車両係を契約検査課に移管し庁舎車両管理係に、契約検査課の名称を契約管理課にそれぞれ改称しました。

環境政策課の再編と改称

地球温暖化の原因となる温室効果ガスの実質的な排出量ゼロの実現に向けては、森林の保全・整備などの森林対策が必要不可欠です。脱炭素社会実現に向けた諸施策を一体的かつ効果的に推進するため、農林課内の林政・有害鳥獣対策係を環境政策課に移管し、森林・気候変動対策係に、環境政策課の名称を環境森林課にそれぞれ改称しました。

商工振興課の再編

まちなか再生と産業振興を一体的に推進することで相乗効果を発揮できる組織体制とするため、商工振興課内の産業振興係とまちな

か再生室を統合し、名称をまちなか再生・産業振興室に改称しました。

農林課と土地改良課の統合

組織のスリム化や簡素化を図るとともに、農業施策を一元的に推進するため、農林課と土地改良課を統合し、名称を農政課に改称しました。

なお、農政課は、農政係の名称を振興係に、土地改良係の名称を整備係にそれぞれ改称し、それに赤城西麓土地改良推進係を加えた3係体制としました。

学校給食課の廃課と教育総務課の再編

南部学校給食共同調理場における調理と配送などの業務委託の開始、アレルギー対応学校給食センター東部学校給食共同調理場におけるアレルギー対応学校給食の提供開始に伴い、課としての重要な目的が達成されたことから、学校給食課の業務を教育総務課に移管した上で、学校給食課を廃課しました。

令和3年度3月補正予算の概要をお知らせします

3月市議会定例会において議決された補正予算のうち、一般会計の主な事業についてお知らせします。

詳しくは、**本財務課(回)②** 2414へ。

- 新型コロナウイルス感染症自宅待機者の支援を継続(364万円)
- 離婚などで新たに児童の養育者となった人に、給付金を支給(430万8千円)
- 寄附金を基金に積立(2億3750万4千円)
- 愛郷ぐんまプロジェクト利用宿泊客にクーポン券を配布(9494万1千円)

3月補正予算の概要 (単位:千円)

会計名	補正前 予算額	3月補正 予算額	補正後 予算額	
一般会計	38,481,913	99,943	38,581,856	
特別会計	国民健康保険特別会計	8,918,347	114,886	9,033,233
	後期高齢者医療特別会計	1,198,475	2,951	1,201,426
	介護保険特別会計	9,198,390	62,445	9,260,835
	交流促進センター事業特別会計	27,159	▲9,383	17,776

※国民健康保険特別会計は、事業動定および診療施設動定の合計額です

時短要請の影響を受けた事業者への支援を拡充します

まん延防止等重点措置の期間が3月21日まで延長されたことから、市内の飲食関連事業者と県の協力金が支給されない飲食店への補助金の対象期間および申請期限を延長します。

詳しくは、**商工振興課(回)②** 2596へ。

〈飲食関連事業者等支援(第3期)補助金〉
 対象期間 比較対象月に令和4年3月を追加
 申請期限 5月2日(月)
 対象期間 3月21日分まで
 申請期限 5月2日(月)

工場などを設置する事業者を支援します

対象施設

- ① 製造業に使用する施設
- ② 道路貨物運送業、倉庫業、梱包業または卸売業に使用する施設
- ③ 情報通信技術利用事業または情報処理サービス業に使用する施設



④ 試験研究施設

指定基準 奨励金を受けるには、設置する施設が、奨励措置の対象として市から指定を受ける必要があります。指定基準は、市ホームページ(ID11880)を確認してください

※令和4年度から、用地取得面積が3000平方メートル以上の基準を満たす場合は、用地取得奨励金の交付を受けることができます

奨励措置

▽工場等設置奨励金Ⅱ工場などの新設・増設により課税

される固定資産税相当額を

交付(新設:年500万円を限度に5年間、増設:年300万円を限度に3年間)

▽雇用促進奨励金Ⅱ工場などの新設・増設に伴い、新規雇用した本市在住従業員のうち、事業開始日から6カ月以上継続して雇用した人数に10万円を乗じた額を交付(上限500万円)

▽用地取得奨励金Ⅱ用地取得費の100分の10の額を交付(上限1億円)

詳しくは、**商工振興課**(☎22596)へ。

市内で新たに創業する事業主に補助金を交付

市内で創業または重点地区で開業する事業主に補助金を交付します。

対象者 次のいずれかに該当する人

【創業】事業を営んでいない個人で、市内に主たる事業所を設け、新たに事業を開始する人

【開業】既に事業を営んでいて、新たに重点地区に事業

所を設け、事業を開始する個人または法人

※重点地区とは、渋川駅前通り沿線、伊香保温泉石段街周辺、敷島駅前周辺の地区になります

※他にも条件があります

補助対象経費 事業所の新設・改修に要する経費、設備や大型備品の購入費など

交付金額 対象経費の2分の1以内(限度額50万円)

※ただし、重点地区で創業・開業を行う場合は、限度額を50万円加算

その他 予算額に達した時点で交付を終了します。詳細は、市ホームページ(ID118205)を確認してください

詳しくは、**商工振興課**(☎22596)へ。

居住誘導区域に住宅を取得する市民を支援

今年度の新規事業として、市立地適正化計画に定める居住誘導区域に一定規模の住宅を新築または購入する市民に、最大50万円を補助します。

詳しくは、**都市政策課**(☎22073)へ。

2年以上経過している

②住宅取得の契約前に市へ事業計画の認定申請を行い、認定を受けている

③認定を受けてから2年以内および所有権保存(移転)登記をした日から6カ月以内である

補助額 20万円(加算額を含め最大50万円)

加算額 次に該当する場合、最大30万円まで加算

▽補助対象者または配偶者などが40歳未満Ⅱ5万円、30歳未満Ⅲ10万円

▽補助対象者と同一世帯に

15歳以下の子どもがいるⅡ子ども一人につき5万円

▽認定申請時の住民登録地が居住誘導区域外Ⅱ5万円

▽取得する住宅の所在地が市役所周辺(渋川駅周辺Ⅱ10万円)

申請方法 所定の申請書に必要書類を添えて、都市政策課へ提出してください

※必ず事前に補助要件②の認定を受けてください

※予算に達し次第終了します

※申請書は都市政策課または市ホームページ(ID119554)にあります

住宅のリフォーム補助 受付方法が変わります

今年度は抽選により申請者を決定します。

対象者 市内に住民登録をしている個人

対象住宅 自己が居住する個人住宅

補助要件 次の両方に該当すること

①市内事業者が発注するリフォームである

②工事着手前(着工前)である

※当選後であっても同様です

補助額 20万円以上の費用に対し10分の1を補助(上限10万円)

抽選受付

①申込方法=窓口または電話

②受付期間=別表のとおり

③抽選の権利=受付後、第4回抽選日まで有効(申告制)

当選者発表 市ホームページに掲載するほか、抽選結果を通知します

当選後の申請方法 申請書に必要書類を添えて、建築住宅課に提出してください。

※申請書は建築住宅課または市ホームページ(ID=3793)にあります

詳しくは、**建築住宅課**(☎22072)へ。

抽選回	受付期間	抽選日
第1回	4月15日(金)~5月6日(金)	5月16日(月)
第2回	6月1日(水)~24日(金)	7月4日(月)
第3回	8月1日(月)~26日(金)	9月5日(月)
第4回	10月3日(月)~21日(金)	10月31日(月)

しぶかわ企業進出促進事業 本社機能移転やオフィス進出を支援

令和4年度の新規事業として、市内への本社機能移転やオフィス進出する企業に補助金を交付します。

■本社機能移転型

市外に本社機能を有する企業が、市内にその全部または一部を移転する場合に、1000万円(補助率3分の2)を補助します。

■オフィス進出型

市内に事業主体がなく初めてオフィスを設置する企業に、設置に係る経費に対



し最大300万円(補助率3分の2)を補助します。

※各補助金の詳細や申請書類などは、市ホームページ(ID118210)を確認してください。下記2次元コードからもアクセスできます

※オフィス誘致の促進に向けて、渋川駅前プラザ3階に無料の「コワーキングスペース」を設置しています

詳しくは、**商工振興課**(☎22596)へ。

展示会などへの出店支援費用を 最大20万円補助します

対象 ①製造業に該当する中小企業者である ②本市に本社または事業所が所在している ③市内で1年以上の事業実績がある

※①③全てに該当すること

対象事業 国内外での展示会などに出展する事業

対象経費 ①小間料およびブース賃借料 ②出展負担金

③展示装飾品

補助金額 補助対象経費の2分の1以内(上限20万円)

受付開始日 4月1日(金)

その他 補助金の詳細や申請書類については、市ホームページ(ID114839)を確認してください

詳しくは、**商工振興課**(☎22596)へ。

医療的ケア児支援事業 訪問看護サービスを開始します

通所施設等で医療的ケアが必要な児童に、看護師などを派遣するサービスを開始します。

対象 以下の①②③の全てに当てはまる人

①市内に居住し、医療的ケアを必要とする児童

②主治医によってこの事業の利用が認められ、医師の意見書が提出されている

③通所する施設などの同意を得ている

対象となる医療的ケアなど 訪問看護事業者と派遣先の

施設が対応可能な処置で、短時間かつ定時の対応が可能な処置

※1日の利用上限は90分(3単位)

対象となる施設 看護師配置のない障害福祉施設、学校、保育所(園)、幼稚園、認定こども園

利用方法 事前に地域包括ケア課または医療的ケア児等コーディネーターに相談してください

詳しくは、**本地域包括ケア課**(☎22359)へ。

養育費の確保などにかかる 無料相談会を実施します

養育費は、ひとり親家庭のお子さんの健やかな成長にとって大切なものです。子どもの養育費確保や面会交流の取り決めなどについて、専門的助言が必要な対象に、弁護士や司法書士による個別の無料相談を実施します。

毎月第3木曜日

ところ 市役所本庁舎1階福祉相談室

対象 市内在住の18歳以下の子どもを養育している人やひとり親の人、未婚でひとり親になる予定の人

参加料 無料

詳しくは、**本こども課**(☎22415)へ。

ネット上の誹謗中傷防止などに関する条例を施行

誰もが表現の自由に配慮しつつ、インターネットの恩恵を受けられる社会を実現することを旨とする「浜川市インターネット上の誹謗中傷等の防止及び被害者支援に関する条例」が、4月1日に施行されました。

この条例は、インターネット上の誹謗中傷等の防止や被害者の支援に関する基本的施策とともに、市の責務と市民などの役割を定めています。

基本的施策

- ① インターネットリテラシーの向上に向けた施策
- ※ インターネットリテラシーとは、インターネットの情報など正しく理解し、適切に判断運用できる能力を意味します
- ② 相談支援体制の整備

市の責務

市は、被害者と行為者を発生させないための施策、

被害者を支援するための施策を策定し、実施します。

※ 行為者とは、故意や過失に関わらず、誹謗中傷などを行った人のことです

市民などの役割

- ① インターネットリテラシーの向上に努めます
 - ② 被害者が置かれている状況と被害者支援の必要性について理解を深めます
- 詳しくは、**☎**政策創造課
(☎)22396へ。

インターネットでの誹謗中傷などの被害者を支援

「浜川市インターネット上の誹謗中傷等の防止及び被害者支援に関する条例」に基づき、相談支援などを開始します。

〈相談窓口の開設〉

市民協働推進課内に相談窓口を設置し、相談に対して関係機関の紹介や一般的な対応の助言をします。電話や対面での相談のほか、メールでの相談も可能です。

※ 対面で相談は要予約

受付時間 市役所開庁日の午前8時30分～午後5時15分

相談受付電話 **☎**8526

メールアドレス **shininsu.pport@city.shibukawagun.maj.jp**(24時間受付)

〈弁護士相談の実施〉

毎月1回、弁護士による無料相談を実施します。相談を希望する人は、事前に予約してください。

実施日時 第3土曜日午前9時～正午

〈解決に向けた費用の助成〉

ネットに書かれた情報の削除や発信者情報の開示請求を弁護士に依頼する市民に、弁護士との契約時に支払う着手金を助成します

※ 弁護士との契約をする前に申請が必要となります

補助金額 補助対象経費の2分の1(上限15万円)

相談の予約や問い合わせは、**☎**市民協働推進課**(☎)22463**へ。

不用となった車両(3台)を

一般競争入札でお売りします

不用となった乗合バス1台、消防ポンプ車1台、防災広報車1台を一般競争入札によりお売りします。対象車両は、申込期限まで本庁舎駐車場で公開しています。入札参加を希望する人は、車両の状況と入札案内書を必ず確認してから申し込みをしてください。

入札参加資格者 4月1日現在、本市に住民登録している人または市内に本社か

営業所を置く法人
入札日 5月11日(水)午前10時
ところ 本庁舎西棟入札室
申込期間 4月8日(金)～20日(水)
申込方法 申込用紙に必要事項を記入し、財務課へ持参(郵送不可)
※ 入札案内書や申込用紙は、財務課および市ホームページ(ID119521)にあります
詳しくは、**☎**財務課**(☎)22150**へ。

皆さんの意見を受けて「広報しぶかわ」の内容を変更します

昨年度実施した広報紙アングレートでいただいた意見を参考にして、4月1日号から「広報しぶかわ」の編集内容を一部見直します。

〈編集の基本方針変更〉

読みやすく、ゆつたりとした紙面とするため、文字のサイズを大きくするほか、行間を広くします。

〈終了するコーナー〉

- ・ いちおし企業めーつけた

〈開始するコーナー〉

- ・ 古を訪ねて
 - ・ スマイルPhoto
 - ・ 無料相談ちよこつと解説
 - ・ 編集後記
 - ・ 包括連携協定締結企業の紹介
 - ・ 今月のイベント情報
 - ・ スポーツ団体の紹介
 - ・ スポーツ少年団の紹介
- 詳しくは、**☎**秘書室**(☎)22182**へ。